

# 認証評価制度実施事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案説明書

- 1 事業名  
認証評価制度実施事業委託業務
- 2 目的  
介護事業所における職員の人材育成や就労環境等の改善につながる取組について、道が作成する評価基準に基づき評価を行い、水準を満たした介護事業所に対し認証を付与（見える化）し、働きやすい環境の整備、新規参入の促進、離職防止・定着促進を強力に推進することで、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを図る。
- 3 事業の内容  
別添「令和4年度（2022年度）認証評価制度実施事業実施要綱」のとおり
- 4 委託契約の方法等
  - (1) 契約方法  
随意契約
  - (2) 契約の相手方の選定  
当該委託業務の遂行方法について、企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。
  - (3) 契約の根拠  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。
  - (4) 契約期間  
契約締結の日から令和5年（2023年）3月31日  
なお、契約締結の日は令和4年（2022年）4月1日以降とする。
  - (5) 契約書及び業務処理要領  
選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。
  - (6) 契約保証金
    - ア 契約を締結しようとするものは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
    - イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第171条及び第172条の定めるところによる。
- 5 予算額上限  
委託料 47,081千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
なお、消費税率は10%とする。
- 6 プロポーザル参加事業者の資格要件  
次のいずれにも該当すること。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
  - (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(8)次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

## 7 プロポーザル審査の考え方

審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。

(1) 事業者の業務遂行能力

ア 受託事業を遂行するのに必要な体制が確保されているか。

イ 業務を円滑かつ効率的に行うため、制度運用に必要な知識やノウハウがあるか。

ウ 経費見積もりが適正で、本業務の適切な執行が期待出来るか。

(2) 事業の実施に関する企画・実行能力

ア 事業周知から認証取得に向けた事業者支援及び審査まで、申請審査システムの構築を含め効果的かつ効率的な事業構成案を提示できているか

イ 運営委員会について、職能団体・事業者団体等の関係機関を含めた適切な構成案を提示できているか。

ウ 本事業を適切に遂行出来るスケジュールが組まれているか。

## 8 手続等

(1) 担当部局

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係

住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話：011-231-4111（代表） 内線25-676

011-204-5272（直通）

F A X：011-232-8308

(2) 企画提案説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和4年2月25日（金）から令和2年3月10日（木）まで

（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 上記担当部局又は北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/>）からのダウンロードによる。

ウ 資格審査申請書の提出

（ア）提出部数 1部

（イ）提出場所 上記（1）に同じ

（ウ）提出期限 令和4年3月10日（木）午後5時まで

（エ）提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による

（オ）申請書の内容 別紙様式による

エ 企画提案書の提出

（ア）提出部数 8部（事業者名を記入したもの：1部、事業者名を記入してないもの：7部）

（イ）提出場所 上記（1）に同じ

（ウ）提出期限 令和4年3月24日（木）午後5時まで

（エ）提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による

（オ）企画提案書の内容 別紙様式の記載内容による

オ プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。  
なお、ヒアリングには、当該事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

## 9 その他

(1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

- (2) プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。
- (3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。